

平成18年度第1回 行財政改革委員会 議事録

日 時 平成18年7月21日(金) 午前9時30分 ～ 午前11時45分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2会議室

出席者 委員 井上委員、岩崎委員、大木委員、小川委員、加藤委員、見目委員、
辻 委員、中島委員、長澤委員、野地委員、野村委員、八木委員

市 側 阿部市長、砂田副市長、北條教育長、曾禰総務局長、三浦総合企画局長、
秀嶋財政局長、長谷川人事部長、山崎行財政改革室長、
木村都市経営部長、浮揚財政部長

事務局 木下行財政改革室主幹、石渡行財政改革室主幹

議 題 1 「第2次川崎市行財政改革プラン」平成17年度の取組結果の報告
2 平成18年度行財政改革委員会の検討事項について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

木下行財政改革室主幹

それでは定刻となりましたので、ただいまから、平成18年度第1回行財政改革委員会を開催させていただきたいと存じます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室の木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、いつものお願いではございますが、現在川崎市では、ストップ地球温暖化キャ

ンペーンとして、軽装勤務を実施中でございます。そのため、本日もノー上着、ノーネクタイとさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、本日の委員会は公開とさせていただきます。マスコミの方々の取材を許可しておりますので、撮影等もございますが、この点もご了解いただきたいと存じます。

また、速記業者の方に議事録の作成を委託しております、会場内に同席させていただきますので、あわせてご了承いただきたいと存じます。

なお、本日は、岩崎委員と総務局長につきましては所用のため、10時ごろの出席となる予定でございます。この点につきましてもご了承いただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、まず本日の次第、席次表、委員の皆様様の五十音別の名簿となっております。次に、昨年度最後の委員会でありました第3回行財政改革委員会の議事録がございまして、さらに資料一覧にございまして、議題が2つございまして、議題1、2の資料がA4横で、議題1、「第2次川崎市行財政改革プランの進捗状況について」、同じくA4横で、議題2、「平成18年度行財政改革委員会の検討事項・新たな民間活用型公共サービス提供システムの構築に向けて」、次に、参考資料が3種類ございまして、A4縦で、「川崎市財政問題研究会の設置について」、A3横の「川崎市行財政改革の取組みの成果」、A4縦の「行財政改革関連記事」となっております。なお、まことに恐縮ではございますが、行財政改革委員の皆様には、1週間前に資料を事前に送付させていただいておりましたが、議題1の「第2次川崎市行財政改革プランの進捗状況について」と、A3横の「川崎市行財政改革の取組みの成果」、A4縦の「行財政改革関連記事」について、一部修正と変更がございました。大変恐れ入りますが、本日の委員会におきましては、本日お手元に改めてお配りしました資料をご使用していただきますようお願い申し上げます。資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに阿部市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

阿部市長

おはようございます。市長の阿部でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、本日の会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。改めて御礼申し上げる次第でございます。

今回は平成18年度第1回の行財政改革委員会でございます。一言ごあいさつをさせていただきます。

小泉内閣の三位一体の改革が一段落つきまして、今回は骨太の方針2006が発表され、歳入・歳出一体改革ということで大きな方針が示されたわけでございますけれども、前回の三位一体の改革では、国庫補助負担金削減と税源移譲がセットになるということでありましたが、国庫補助負担金削減については単なる比率の引き下げということで、実際には国・地方を通じた行財政改革、つまり余分な事務事業を削減するという改革に至らなかったのがまことに残念でございます。

また、今回の骨太の方針2006においても、地方財政が豊かであるという前提のもとに国庫補助負担金を削減することが方針として出されているわけでございますが、実際は現場の地方自治では、財源不足があちこちで起こっているという状況でございますので、地方自治をしっかりと維持していくためには、これからも引き続き財源確保が重要になってこようかと思っております。

本市においても第1次行財政改革プランが終わって、平成17年度から第2次プランに入ったわけでございますが、3年間で1,000人以上の職員削減等々で歳出の抑制を図ってきましたけれども、国からの財源が削られてくるという状況の中で、再度厳しい計画を立てて対応しなければならないという状況になってございます。すなわち改革の成果を、そういった国全体の改革の中で食われてしまうという状況もありまして、再度しっかりと改革を進めていかなければならないということでございます。今年度は第2次プランの2年目に入りましたが、これについて再び皆様方にご審議をいただくということでございます。

第1次プランの実施によりまして、取組期間の最終年度には320億円の財政的効果を挙げることができました。また、国に先駆けて7.5%に当たる1,214人の職員の削減を実現いたしましたわけでございます。第1次プランの改革目標を上回る成果を挙げたわけでございますけれども、第2次プランでも引き続き3年間で1,000人程度の職員削減を進めているわけで、平成17年度の結果が出てきておりますので、後ほどご報告があると思っております。

ただ単に削減するだけではなくて、職員の削減という、いわば間接経費を削減することによって、市民に直接行き渡る福祉サービスを充実させるということが改革の目的でございます。すなわち市民サービスには、職員を採用して職員を通じて市民サービスを行うと

いう部分と、市民に対して直接民間を活用するなどしてサービスをお届けするというようなものがあるわけですが、職員を通じて市民サービスを行うという部分については、高度経済成長時代から今日までの間にやや水ぶくれした部分がございまして、その間接経費をできるだけ削減して、コストを低減させて、財源を捻出するというやり方を進めてきたわけですが、

また、改革の断行によって生まれた成果を市民に直接還元するということを行ってまいりましたけれども、平成18年度におきましては、民間の積極的な導入を推進しながら、小児医療費助成の対象年齢を拡大することとし、また私立幼稚園保育料補助の拡充を実現することができました。

小児医療費の助成対象年齢の拡大は所得制限がございまして、比較的所得の低い方々に対する市民サービスになるわけですが、保育園あるいは幼稚園に子供を出している、出していないにかかわらず、医療費について補助をするということでございます。それから、私立幼稚園保育料補助につきましては、比較的所得の高い層の方々について、国の制度での助成がないわけですが、それについてやはり公平性の確保という観点から、単独でよその自治体などの助成制度も参考にしながら、年間1人1万円ぐらいの助成拡大を図ったところでございます。両方あわせてバランスをとりながら、子育て支援を行うということにしたものでございます。こうしたことは、改革委員会の皆様を初め市民や議会の皆様のご理解とご協力をいただいたことにより、確実に改革の成果として実現できたわけですが、改めて委員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日用意いたしました議題は2つでございます。1つ目は、第2次川崎市行財政改革プラン、平成17年度の進捗状況でございます。行財政改革の断行により、一刻も早く確かな財政基盤を確立して、市民生活の維持・向上を図るために、平成17年度に取り組みました第2次改革プランの1年目の成果についてのご報告でございます。

2つ目は、平成18年度行財政改革委員会の検討事項についてでございます。本市を取り巻く社会状況は、少子高齢化の進展や地方分権型社会の到来などに対応すべく、本市といたしましても引き続き効率的・効果的な執行体系の確立に向けて、これまでの民間活用型公共サービス提供システムの構築への取り組みを発展強化させる必要を認識しているところでございます。

本日はこのような内容につきまして、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。改めて皆様方に感謝申し上げて、一言

ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。ここからは座長に議事進行をお願いしたいと存じます。辻座長、よろしくお願いいたします。

辻座長

それでは次第に従いまして、議事を進めていこうと思います。

それではまず、前回の委員会の会議録につきまして、改めて確認をしたいと思います。あらかじめ事務局から皆さんに送付していただき、確認をお願いしてあります。既に幾つかのご指摘をいただいております、それを反映したものを本日お手元に配付してあります。確認していただきまして、よろしければ事務局に公開の手続を進めていただくというつもりでおりますが、よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、公開の手続を進めていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。冒頭、市長さんからご説明いただきましたが、本日は17年度の改革プランの進捗状況の報告と、今年度の委員会の検討事項という2つについて議論をしたいと思います。若干長くなりますが、最初に議題1、議題2、ともに事務局から15分、それと25分、説明いただきまして、その説明に基づきまして、皆さんから順次ご意見をいただこうと思います。

それでは事務局、説明の方、よろしくお願いいたします。

石渡行財政改革室主幹

おはようございます。行財政改革室の石渡でございます。議題の1についてご報告させていただきます。

それでは、第2次川崎市行財政改革プランの進捗状況につきまして、ご説明させていただきますが、その前に恐れ入れますが、第1次行財政改革プランの3年間の取組みにつきましても、改めて若干のご説明をさせていただきたいと存じますので、A3横版の参考資料2をご覧いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。右側に参考資料2というもの

でございます。

本市におきましては、第1次プラン以前にも行財政改革に取り組んでまいりましたが、本市の財政状況や改革に対する考え方、また具体的な数値目標などが明確でなかったため、改革の進捗・スピードは、どうしても緩やかなものとなっていました。平成14年9月に策定しました第1次改革プランは、そのような計画策定における反省のもと、本市の置かれている厳しい財政状況を詳細に公表するとともに、これに対応すべき必要な改革の数値目標も明らかにしたところでございます。

第1次改革プランの基本的考え方としましては、左の上にごございますように、市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境をつくり上げることを基本方針として、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直すこととさせていただきます。

この改革を実行するに当たりましては、公共公益施設・都市基盤整備の見直しや市民サービスの再構築など、市民サービスに直結した施策を見直す前に、まずは行政が率先して内部の改革をすべきであるという認識のもと、特に今までなかなか進めることができなかった職員数の削減や給与制度の見直しなどの行政体制の再整備に積極的に取り組んできた結果、3本柱あわせまして、第1次改革プランの最終年度の改革目標額である300億円を上回る成果を挙げてきたところでございます。

この第1次改革プランの考え方を継承したものが、右側にあります第2次改革プランでございまして、3か年計画の初年度でございます平成17年度分の成果としまして主な取り組み例が記載してありますが、詳細につきましては、お手元に別にお配りしてございます、A4横版の冊子、議題1でご説明させていただきたいと存じますので、ご用意をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきますと目次がございまして、第2次改革プランの3本柱であります、行政体制の「Ⅰ．行政体制の再整備」、「Ⅱ．公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「Ⅲ．市民サービスの再構築」に沿って整理してございます。

以下、順を追ってご説明させていただきますが、「Ⅱ．公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「Ⅲ．市民サービスの再構築」についての進捗状況につきましては、平成18年度予算として既に説明させていただいている部分も多くございますので、「Ⅰ．行政体制の再整備」を中心にご説明させていただきたいと存じます。

それでは、1ページをお開きください。「はじめに」としまして、まず、公表の趣旨を掲載するとともに、「財政フレーム」と「平成18年度予算」の比較をしております、

この表にございますとおり、平成18年度の財政フレームにおける改革目標額は65億円を想定していましたが、平成18年度予算におきましては、これを20億円上回る85億円の成果を挙げているところでございます。

次に、具体的なお説明をさせていただきますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、「I. 行政体制の再整備」についてでございますが、改革プランの財政フレーム試算モデルにおける、平成18年度の人件費削減目標額の20億円に対しまして、行政体制の再整備、とりわけ効率的・効果的な執行体制の推進などによりまして、約30億円の予算上の効果を反映したところでございます。

以下、改革プランに掲げました項目の取組み状況について個別にご説明申し上げます。

まず、「効率的な職員配置の推進」についてでございますが、平成17年度から19年度までの第2次改革期間中に職員数を約1,000人削減することを目標としておりますが、ごみ収集業務執行体制の見直しを初め、公の施設の管理運営の指定管理者への移行や各種業務の委託化、派遣職員の引き上げなどにより、実人員ベースで324人の職員を削減したところでございます。

次に、「簡素で効率的な組織機構の構築」につきましましては、部や課など組織の統廃合などによりましてスリム化を図り、役職ポスト数を合計で94ポスト見直したほか、公共施設・公共用地を民間に貸し出すなど新たな財源確保に向けた取組みを行うために、財政局に市有財産有効活用担当を配置し、また、最下段にまいりまして、川崎病院には、重篤な救急患者に対する高度な医療を行う3次救急医療を実施するために、救命救急センターを設置するなど、社会環境の変化等に的確に対応した組織整備を実施するとともに、必要な部門にはこれに伴う増員を図りました。

次に、3ページにまいりまして、「新たな人事制度の構築」についてでございますが、改革プランでは、職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価して、昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出すシステムの導入に向けた取組みを行うこととしておりまして、平成17年度には、16年度に引き続き新人事評価制度の試行を実施し、平成18年度には、本格運用を開始したところでございます。また、人材育成・能力開発の推進を目的としました局・区別人材育成計画を策定するとともに、組織を活性化させ、職員の能力を最大限に活かす人事配置を推進しております。

次に、「新たな給与制度の構築」についてでございますが、改革プランでは、国におけ

る公務員制度改革の動向等を踏まえながら、職務内容に合った給料表の見直しや、新人事評価制度の運用開始に合わせた期末・勤勉手当の見直し、社会情勢の変化等で制度の趣旨に合わない諸手当の見直しを実施することとしておりまして、給料表の見直し等につきましては、当初の予定どおり、平成19年度実施に向けて調整中でございます。また、特殊勤務手当の見直しにつきましては、記載のとおり、平成18年度当初までに35手当を26手当に削減しましたが、今後も見直しを継続してまいります。

次に4ページにまいりまして、環境局の生活環境事業所等に勤務する技能・業務職員に対する給料の調整額につきましては、平成18年1月に廃止し、管理職手当の特例措置につきましては、平成18年度まで延長することとしました。

また、職員の福利厚生関係につきましては、健康保険料負担率の段階的見直しや職員福利厚生事業の掛金と補助金割合の見直しを実施いたしました。

次に5ページの「職員の意識改革の推進」につきましては、さまざまな市民の期待等にこたえるためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であるという認識のもと、職員の仕事を組織の成果につなげていく目標管理の考え方を浸透させるとともに、職場を中心とした研修の実施や職員の声を市政に反映させるための仕組みを検討しているところでございます。

次に、6ページ、「公営企業の経営の健全化」についてでございますが、改革プランでは、公営企業経営の基本である独立採算による経営が可能となるような財務体質を確立することを目標としております。

初めに、病院事業につきましては、平成18年3月に今後5年間の経営健全化に向けた中長期計画である「川崎市病院事業経営健全化計画」を、また、市立3病院の医療機能分担や地域の医療供給状況を踏まえた「井田病院再編整備基本構想」を策定するとともに、平成18年4月には、川崎病院に救命救急センターを開設するなどの取組みを実施しました。

次に、下水道事業につきましては、基準外操出金を段階的に削減するため、建設投資の効率化、業務の委託化など経営の効率化への取組みを推進しました。

次に、水道事業・工業用水道事業につきましては、平成18年3月に経営健全化に向けた今後4年間の中長期計画である「川崎市水道事業及び工業用水道事業の中長期展望」を策定し、平成17年度には営業所の統廃合、手当の見直しなどの取組みを実施しました。

次の7ページにまいりまして、自動車運送事業につきましては、平成18年3月に経営

健全化に向けた今後5年間の中長期計画である「川崎市バス事業ニューステージプラン」を策定し、平成17年度には、バス路線の見直しや職員の手当の削減などの取組を実施しました。

次に、8ページ「出資法人改革の推進」についてでございますが、平成16年4月に策定しました「出資法人の経営改善指針」に基づきまして、出資法人が実施している事業の必要性や行政関与の必要性、誰が最適な実施主体なのかなどの視点から4つの見直しの考え方に基づき、見直しを実施しているところでございます。

まず「統廃合や民営化を行う法人」として3法人ございますが、在宅福祉公社につきましては、平成18年3月に廃止しました。また、社会福祉事業団につきましては平成19年度の民営化に向け検討中であり、建設技術センターにつきましては、統廃合に向けた調整を行っております。

次に「3年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人」7法人でございますが、土地開発公社につきましては、平成18年2月に第3次総合的土地対策計画を策定するとともに、国に計画書を提出したところでございます。また、市民放送につきましては、あり方検討の連絡会を開催し、報告書をまとめたところでございます。

9ページにまいりまして、川崎球場と2行飛びまして消防防災指導公社及び学校給食会につきましては、あり方検討委員会を設置し、検討しているところでございまして、心身障害者地域福祉協会及び水道サービス公社につきましては、事業の抜本の見直しを実施しております。

次に10ページにまいりまして「指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う法人」は10法人ございますが、指定管理者に指定されなかった、または指定が減少した法人が3法人ございまして、まず指定都市記念事業公社と、次に11ページのまちづくり公社、次の12ページには、指定管理者に指定された施設が減少した法人として生涯学習財団がございまして、これらの法人につきましては、各法人ごとに業務及び組織の見直しを実施しました。それ以外の7法人につきましては、管理の指定に当たって、他の民間事業者等と価格やサービスの内容について競争を実施する中で、市からの派遣職員の引き上げや、執行体制の見直し等の効率化を図ってきたところでございます。

次に12ページへまいりまして「経営改善を進める法人」14法人でございますが、文化財団ほかの法人につきましては、それぞれの法人で経営改善など効率化への取組を推進しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に飛びまして、16ページでございます。「指定管理者制度の活用」でございますが、平成18年4月までに公の施設170施設に制度を導入いたしまして、18年度予算においては約6億円の効果があつたところでございます。

続きまして、17ページにまいりまして、2本目の柱であります「Ⅱ. 公共公益施設・都市基盤整備の見直し」いわゆるハード部門についてでございますが、総合計画の策定作業を通じまして、厳しい財政状況を勘案しながら、事業の緊急性や妥当性などにに基づき、事業選択や優先順位づけをしてきたところでございます。これからご説明いたします項目につきましては、記載してございます改革の視点・方向性に基づき、取組みを進めた結果、右の欄に進捗状況として、平成18年度予算へ反映した主な取組み状況を記載してございます。これ以後は、その中で幾つかを例示としてご紹介させていただきます。

まず、「1 施設・設備の長寿命化の推進」としまして、新百合ヶ丘駅南口のペデストリアンデッキの耐震補強工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。「2 既存ストックの活用と時代要請への対応」としまして、こども文化センターなどの既存施設を改修し、バリアフリー化などを推進します。18ページにまいりまして「3 効率的で効果的な整備主体・手法の選択」としまして、黒川地区小中学校新築事業につきまして、効率的・効果的な手法として、民間主導のPFI事業の手法を導入。次に「4 既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し」としまして、都市計画道路網の必要性を検証するための見直しの基本的考え方を策定し、都市計画審議会から答申をいただく予定となっております。

また、鹿島田駅西地区市街地再開発事業につきましては、変更した整備計画により株式会社を設立し、事業を推進していくこととしております。「5 市民との協働によるまちづくりの推進」としまして、公園緑地の維持・管理や里山の保全・活用など、地域に根ざしたボランティアを育成し、活動を支援するため、緑のボランティアセンターを設置します。また、あんしん歩行エリアにつきましては、地域住民と策定した計画に基づき、整備を開始しています。

次の19ページには、「総合的土地対策の推進」としまして、本市の抱える土地問題の課題解決に向け、進捗状況に記載のとおり、3制度の合計保有額を縮減するために、平成18年度には、所要の土地の買戻しを実施する予定でございます。

続きまして、20ページにまいりまして、3本目の柱であります「Ⅲ. 市民サービスの再構築」いわゆるソフト部門についてでございますが、具体的な改革の基本方向として、真に必要とする人々に必要なサービスが迅速に適正な費用で選択的に提供される環境をつ

くり上げることが目的として、5つの項目を掲げています。

1つ目の「(1) 社会経済環境の変化に対応した施策の再構築」の「①補助・助成金の見直し」としましては、職員厚生会補助金や健康・検診センター運営費補助金の見直しを図る一方で、私立幼稚園園児保育料補助金につきましては、補助金単価の拡充、第2子以降の優遇措置適用条件の緩和を実施します。「②受益と負担の適正化」としまして、八ヶ岳少年自然の家の自然教室の食事代を受益者負担とします。

21ページ、「③債権確保策の強化」としまして、市税につきましては動産の差し押さえとインターネット公売などにより、2次プランの目標である収入率95%を前倒して達成する見込みとなっています。

また、その他の債権につきましても、債権確保の強化を図り、18年度予算として約24億円の効果額を見込んでおります。

22ページにまいりまして、「④持続可能な制度基盤の確立と施策の転換」としまして、4項目目の総合アレルギー対策事業につきましては、従前の制度を総合アレルギー対策の一環として、市内全域を対象とした新たな助成制度への再構築を予定しているほか、最下段の小児医療費の助成につきましては、対象年齢の拡大及び所得制限の緩和による事業の拡充を行う予定としております。次に「⑤ニーズの変化や代替による施策の見直し」につきましては、社会状況の変化や設置所期の目的を達成したことに伴い、診療所や厚生寮を廃止しました。

次に、23ページにまいりまして、「(2) 迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供」の「①IT社会に対応した効率的・効果的な情報環境の整備」につきましては、電子申請化の拡大、戸籍総合システムの導入や、システムの最適化に向けた取組みなどを推進しております。

次に、24ページの「②市民満足度の高い窓口・相談サービスの提供」につきましては、市民からの問い合わせなどに一元的に対応するため、サンキューコールかわさきの本格実施や、窓口混雑時の休日の窓口の開設、ISOを活用した窓口サービス向上などへの取組みを推進しているところでございます。

25ページにまいりまして、「(3)、公共公益施設の有効活用の推進」の「①市民利用施設等における機能の転換」につきましては、中原会館の機能を見直し、総合福祉センターへ転換することなどを予定しています。また、「②学校施設の有効活用、複合化の推進」としまして、市立学校の校庭、体育館等を市民の生涯学習や市民活動の場として有効

活用を図ります。「③効率的・効果的な執行体制の実現」につきましては、16ページの指定管理者制度の活用の項目をご覧いただきたいと存じます。

次に、26ページにまいりまして、「(4) 市民協働による地域課題の解決」の「①市民活動支援、協働のルールづくり」につきましては、協働のルール検討委員会を設置し、検討を開始しています。「②シニア能力等活用のためのしくみづくり」につきましては、シニア能力地域活用の方針の策定やモデル事業の実施等の環境整備を進めます。

27ページにまいりまして、「(5) 区行政改革の総合的推進」の「①区における地域課題への的確な対応」につきましては、区行政改革の推進体制の強化を図るため、推進に関する規則の制定、区の課題解決に向けた取組みに関する予算、職員定数枠の新設などを実施しています。「②区における市民活動支援施策の推進」につきましては、「区・地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」を策定しました。「③便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」につきましては、区独自の窓口サービスの改善計画を策定するなど、便利でわかりやすいサービス提供体制の整備を進めています。

最後に28ページでございます、「④市民参加による区行政の推進」につきましては、区民会議条例を制定し、本年7月から各区で第1回目の区民会議を開催するとともに、区役所予算を拡充しました。

以上で、「第2次川崎市行財政改革プランの進捗状況」の説明につきましては終わらせていただきますが、この進捗状況につきましては、本委員会で報告した後、市民の皆様にも本市のホームページ等で公表していく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

木下行財政改革室主幹

続きまして、私から議題2の平成18年度行財政改革委員会の検討事項についてご説明させていただきます。お手元にお配りしてございます資料に、「新たな民間活用型公共サービス提供システムの構築に向けて」というものがあるかと存じます。この資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。初めに、なぜ本市が「新たな民間活用型公共サービス提供システムの構築」に向けての検討をするかについてでございますが、上段の部分をごらん下さい。本市はこれまで、第1次と第2次の行財政改革プランを策定し、着実に推進して

いるところでございます。この改革は、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」と緊密に連携を図りながら、事業執行手法を効率的で効果的なものに改め、コストを縮減し、新たに捻出した財源を有効に活用することにより、将来にわたって市民に直接届く福祉サービスをふやすことを主眼として、内部改革である「行政体制の再整備」を初めとする3つの柱に沿った改革を一体のものとして推し進めるものでございます。

その基本的な考え方は、1ページの真ん中にあります絵のように、民間活力を引き出すことと、受益者負担以外の市民負担の増加を回避することを前提に、市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境をつくり上げることを基本に据え、これまでの施策体系やサービスの提供体制を例外なく、抜本的に見直すというものでございます。

見直しの考え方は、このページの下段に記してございますように、3つのケースに整理しておりまして、(1)の市場原理が的確に働く領域においては、「民間にできることは民間で」という原則に基づいて、サービス提供を民間部門に委ねることとしており、(2)の市場原理が働かない領域においては、民間部門から提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを公共部門が監視・指導し、必要な支援をすることとしています。ただし、市場原理が的確に働かない領域において、(3)の①から⑤のいずれかの条件に該当する場合は、公共部門が直接サービスを提供することによって行政責任を果たすこととしています。

この考え方を「民間活用型公共サービス提供システム」と名づけて、2ページの上段の部分に記してございますような事務事業について、サービスの必要性を十分に検証するとともに、サービスの提供主体を官から民へ移行してきたわけでございますが、ページの中段に5点ほど挙げておりますように、高度化・多様化する市民ニーズへの対応の質的・量的な限界、地域の課題解決に向けた市民活動の活発化や多様な提供主体の出現、地方分権型社会の到来、ますます求められる行政の透明性、限られた財源など、本市を取り巻く社会状況は、時代の変遷とともにさまざまな変化が起きており、民間委託や民営化の取組みは、さらに効率的・効果的に推進すべき状況にあります。

そこで、本市といたしましては、ページ下段の「視点・方向性」にございますように、これまでの取組みをさらに発展・強化させる必要性から、事務事業の分析や標準化により競争性を高め、最も適した事業主体の選定手法、事業主体に応じた契約のあり方、行政責任の担保のあり方などをルール化することにより、サービスの質の向上や安定性、継続性を確保することが重要であると認識しているところでございまして、新たな「民間活用型

公共サービス提供システム」の構築が必要と考えております。

しかしながら、この新たなルールを確立するためには、問題点にございますように、1番目に「本市の事務事業について官民の役割分担の整理」や、次の「事業採算性と民間事業としての継続性の確保」など、業務によっては民間部門に委ねることへの論点が整理できていないものもあれば、3番目の「民間事業者の業務水準を監視する最良のノウハウ」が完全に確立していないことは、公共サービスの安定性、継続性を脅かすことにもつながり、行政責任の所在が不明確になる危険性もはらんでいると考えているところでございます。さらに言えば、公共サービスの担い手として、官民どちらが最適な事業主体なのか、例えば費用対効果の検証を行う際に、適正なコスト分析手法が必要でございますが、民間事業者の業務水準を適正に監視していなければ、公正な判断ができない場合も想定されると考えております。

さらに、4番目では指定管理者制度の導入などにより経験したことでございますが、委託する水準を明確に委託契約等に盛り込むことが困難な事務事業の存在を否定することは、残念ながらできていない状況であり、事業主体の変更による利用者の不安を招かないように、サービス水準維持のための手法の検討が重要と考えております。

また、5番目の「営利を追求する民間企業から、ボランティアを主とする市民団体まで、事業者をより公平に選択するしくみ」や、6番目の「多様な企業や団体が公共サービスに参加する機会の均等な提供」については、後ほど触れさせていただきますが、本市において今年度策定する予定でおります、市民との「協働のルール」づくりとともに検討していくべき課題であると認識しているところでございます。

こうしたことから、新たな民間活用型公共サービス提供システムを構築していくためには、今後の検討に当たり、どのような視点で論点を整理するべきか、私どもの案をお示しして、本日、委員の皆様からご意見を伺うことができると考えているところでございます。そのために、入札・契約制度改革、指定管理者制度の活用、市民活動支援・協働のルールづくり、公共サービス改革法の動きなど、民間活用に関連する諸制度の今の状況をご説明させていただきたいと存じます。

3ページをお開きください。初めに、入札・契約制度改革の取組みについてでございますが、本市は平成16年1月に「川崎市入札・契約制度改革検討委員会」よりいただいた提言などを参考にするとともに、これと前後して、良質な公共サービスの提供と、真に受注欲と技術力のある企業が公共サービスの提供主体となり、行政のよきパートナーにな

る環境の整備を目的として、制度の改革に取り組んでいるところでございます。

入札・契約制度という領域においては、資料の右側でございますような一般競争入札を原則とした制度の構築や、最低制限価格の設定対象の拡大など、地方自治法第234条などの原則に沿って、透明性や競争性を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げるための取組みを推進しているところでございますが、資料の左側でございますように、平成17年度に工事契約を対象に実施いたしました主観評価項目制度の導入や、現在進めております総合評価競争入札制度の検討のような、事業者の技術力の向上や社会貢献意欲の向上を図り、安定的かつ良質な公共サービスの提供を目指す取組みも積極的に推進しているところでございます。

また、入札における不正行為を排除するため、資料の右下でございます、低入札価格調査の強化、不正行為に対する損害賠償金率の引き上げ、左下でございます指名停止期間の延長、強化などもあわせて実施しているところでございます。

次に、4ページをお開きください。指定管理者制度の活用についてでございますが、本市におきましては、平成18年4月現在で、約170の公の施設に制度を導入してまいりました。今後につきましても、資料のフロー図の一番上の吹き出しにございますように、公の施設として今後も管理・運営していく必要があります、制度の導入により、施設の設置目的やサービスに支障を来さず、効果が期待できるものについては積極的に活用を図ってまいりたいと考えております。本市におきましては制度導入の検討から、いわゆるモニタリングに至るまで、サービスの向上や経費の節減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくため、一定のルールを定めております。それを簡略化したものがこの資料の図のとおりでございます。

簡単にその流れを説明させていただきますと、上から2番目の吹き出しですが、当該施設への指定管理者制度導入についての条例案を議会で審議していただきます。それが可決した場合、本市は指定管理者の募集に当たります。原則3年から5年としております指定期間における、管理・運営にかかわる諸条件を記した仕様書を作成し、公募いたします。それに対して応募する事業者は、施設運営に対する考え方や方向性、セールスポイント等を明らかにした事業計画書などを提出し、本市はこれらを元に3番目の吹き出しになりますが、所管局の選定委員会で、必要に応じて専門的知識を有する方の意見を聞くなど、十分な審議を行います。その上で全庁的な「公の施設管理運営調整委員会」において、総合的な見地から、指定要件を満たしているかなど、施設の設置目的を達成する上での妥当性

を判断した上で指定管理予定者を決定し、選定結果を公表します。この決定を指定議案として再び議会で審議していただき、可決した場合に指定管理者が決定されます。これにより本市と指定管理者は、4番目の吹き出しにございますような協定書を取り交わし、管理運営業務を指定管理者に引き継ぎます。さらに運営開始後のモニタリング、つまり指定管理者の監視、指導につきましては一番下の吹き出しにございますが、本市では、地方自治法第244条の2の第7項、第10項、第11項の規定に基づき、指定管理者に毎年度終了後、事業報告書、利用状況報告書等の提出を義務づけ、それを評価・検証し、指摘事項がある場合は、協定書の変更や必要な指示を行っております。万が一、指定管理者が指示に従わない場合や、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、指定を取り消し、管理業務の全部または一部の停止を命じることとしています。

次に、5ページをお開きください。市民活動支援、協働のルールづくりの状況についてでございますが、近年、社会構造が大きく変化する中で、地域の課題解決に向けて地域ボランティアやNPOなど市民活動が活発化しています。本市といたしましても、これまで行政が主体となって担ってきた領域においても、地域の住民が主体となり、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、資料左下の図にございますような区行政改革の推進と連動して、協働のルールづくり、地域の自立や活性化に向けた取組みをさらに推進していきたいと考えております。

この、協働のルールづくりにつきましては、資料右下にございますように、今年度、川崎市協働のルール検討委員会を立ち上げ、今年度中の策定を目指し、検討しているところでございます。

したがいまして、現在のところは資料の中段の図にございますような、平成13年9月に策定いたしました川崎市市民活動支援指針で定めました、全市・区・地域ごとの活動拠点の整備に取り組んでいる状況でございますが、このうち、全市拠点については、平成15年度に本市の出資法人の運営による、かわさき市民活動センターを開設し、運営法人による、かわさき市民公益活動助成金制度や、ボランティア・市民活動専門相談、打ち合せスペースの提供、研修講座の開催、さまざまな情報の提供などを行っております。また、区・地域レベルでの活動拠点につきましては、昨年度、整備に関するガイドラインを策定し、今年度から各区ごとに拠点の整備を推進しているところでございまして、あわせて拠点間の具体的な相互連携機能の強化についても取り組んでいるところでございます。

次に、6ページをお開きください。さきの国会で成立し、去る7月7日に施行されたば

かりでございますが、公共サービス改革法についてでございます。

初めに法律の趣旨についてでございますが、資料中段の絵にお示ししておりますように、官も民もそれぞれが対等な立場で入札に参加し、価格・質の両面で最も優れたものがサービスの提供を担っていくこととする制度です。その背景には、適正な競争を通じ、公共サービスの質の向上と経費の節減を行うという理念があります。

市場化テストという言葉がよく使われておりますが、まさに公共サービスを「市場化」することで、官の効率化と民の創意工夫をもって、良質かつ低廉なサービスを実現するものでございます。

しかしながら、地方公共団体の事業で、何がこの法律の対象となるかについては、資料下段にございます、第2条第4項2号の特定公共サービスでございますが、国や地方公共団体の規制緩和などの要望に基づき、閣議決定により政府が講ずべき措置が基本指針に盛り込まれ、その中で法令の特例が示されたものに限られます。この特例は、今回で言いますと、第29条から第34条に示された部分に相当するわけですが、地方公共団体に限れば、資料の一番下、戸籍法などの特例として窓口業務のみが該当いたします。それ以外の業務につきまして、官民競争を実施する場合には、法令の範囲内で地方公共団体の創意工夫により独自に実施していく必要がありますので、本市といたしましても今後の検討課題であると認識しているところでございます。

最後に、7ページをお開きください。以上のことを踏まえまして、新たに民間活用型公共サービス提供システムを構築していくためには、今後どのような視点で検討していくべきか、私どもの案としてその論点を整理してみましたのでお示しいたします。

まず基本理念についてでございますが、限られた財源の中で、行政の透明性、公正性、効率性を確保し、社会経済状況の変化に伴い高度化・多様化する市民ニーズに対応するためと考えております。

次に、2番の民間委託の前提条件の確立でございますが、競争性を確保する観点から、事業目的を明確にできるよう、コスト分析手法を確立し、それを実践しながら業務の効率化に努め、執行方法の標準化、共通化に取り組むことが必要と考えております。また、民間活用の範囲は、行政固有の役割範囲を明確化することで決めていくべきものと認識しているところでございます。

次に、3番から5番についてでございますが、民間事業者を公共サービスの提供主体として、安定的、継続的に活用するためのしくみづくりについて、先ほどの入札・契約制度

改革や、指定管理者制度などを参考に検討してまいりたいと考えております。

最後に6番についてでございますが、協働のルールづくりにつきましては、先ほども触れさせていただきましたとおり、今年度策定中でございますが、ここでは参加と協働のあり方として、必ずしも営利を目的としない団体の参加と市場原理・競争原理との整合性について検討してまいりたいと考えております。

私どもの考えの説明は以上でございますが、委員の皆様からさまざまなご意見を伺うことができればと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

辻座長

はい、ありがとうございました。

少し説明が長くなりましたが、議題1の方は、今までこの委員会、第1次の委員会からやっておりますところで1つの柱であります。プランに即してどういう進捗状況にあるかということの説明しておりまして、この部分につきましては、質問や気になる点についてご意見をいただくというつもりでおります。

それから、議題2の方は、今年度は通常やっています進捗管理に加えて、改めて民間活用の方法について、今年度検討していきたいと思っております。その理由につきましては冒頭説明がありましたが、今まで川崎市としても、官から民へという方向にともかく費用対効果を考えて一生懸命やってきました。やってくる中で、それぞれ委託の方法、民間の活用の方法が、それぞれ異なる考え方ものをそれぞれ活用してやってきておりまして、そろそろ全体として民間活用のルールというのを整理し、場合によっては標準化したりすることが必要じゃないかというのが今回の意図になっています。メインとしては、今までやっています、いわゆる入札制度を改革するというを一方でやってきまして、これがいわゆる契約行為になります。

それから、ややわかりづらいのが2番目の指定管理者制度というものなのですが、厳密に言いますと、これはいわゆる契約行為でありませんで、行政処分の中で業者を決めていくという制度になっていまして、1と2は異なるものとして制度設定されています。

3番目として、一方で川崎市も今、市民活動を支援する、ないしは協働でやっていくということをやっている、この協働のルールも、1、2とはまた別に3つ目のルールとしてでき上がってきていて、さらに4つ目に、今度は国の法律が変わりまして、国の中で公共サービス改革法というのができてくると。この公共サービス改革法は、いわゆる現状把握の2の指定管理者制度と、これもまた本質的に異なっている、指定管理者制度と

いうのは公の施設に関して、直営でやっている部門は一応わきに置いておいて、外郭団体等で行われているものに関して、主に随意契約の中でどこが費用対効果が最も優れているかというものを対象にサービス業者を決めていくというものであるとしますと、4というのは、直営の部門も含めて、本体でやっている部門も含めて、場合によっては入札の形もつくりながら、最適なサービス提供主体を決めていくというものになっていまして、この4つの手法を今後も活用してやっていくこととなりますが、今、説明しましたように、必ずしも一様ではありませんで、これらについて公正な、公平な、そして、わかりやすいルールを改めてつくっていききたいというのが今回の課題の意図であります。今回は事務局の問題提起につきまして、皆さんの現時点でのお考え、今後の検討方向等について、ご意見をいただけたらと思います。

以上を踏まえまして、それでは早速、また、順番にご意見を頂戴したいと思います。それでは、きょうは、こちらの右側の岩崎委員の方からお願いします。

岩崎委員

遅れてまいりまして、申しわけございません、岩崎です。

将来といいますか、今、いろいろと市民に対して市民活動をいろいろ支援していこうというときに、私いろいろなところでお話を聞いていて、やや問題かなといつも思っているのがシルバー人材センターなのでありますけれども、特に、団塊の世代の皆さんが退職されて帰っていらっしゃる。そのときにシルバー人材センターで働くというのも1つのあり方だろうと思っておりますけれども、実態としていろいろな形で補助を市からはされている部分があって、地域でこれから、やる気のあるシルバーの皆さんが、コミュニティビジネスとかシルバービジネスをされようというときに、このシルバー人材センターさんとのうまいすみ分けができるような形になっているのかどうか、非常に不安を覚えておりまして、シルバー人材センターさんに何かうらみがあるとか、そういうことではないんですけれども、どうなんでしょうか、1つの手段として活用される分には構わないだろうと思うんですが、去年、おとしですか、地方自治法の施行令の改正で自治体が随意契約をシルバー人材センターさんにはできるようになっています。ある意味、ちょっとコミュニティビジネスとかそういうものからすると、不公平な部分になっているのではないか。これは後ほどの議題の2にも絡むことかなと思っておりますけれども、そういった公平性の部分でシルバー人材センターさんの経営の効率化が今どういう形で働いているのかなというのも、ちょっと

お伺いしておきたいなと思っています。

辻座長

一通り、まず、皆さんの方からご意見をいただこうと思います。

続きまして、加藤委員お願いします。

加藤委員

1番目の行財政改革プランの進捗状況については、効果があって、これが小児医療費助成とか、私立幼稚園の補助金の拡充に回されたということは冒頭でご説明いただきましてわかったんですが、正直申しまして後の資料につきましては、要は定性的な話と定量的の話が非常に混在をしております、いつも言うんですが、いろんな金額が羅列をされていまして、これがどんなふうに戻されたかというのは、私たち一般市民にほとんどわからなくて、なかなか実感がないなという意見なものですから、その辺ちょっとやはり、こういうものがもし公表される場合については、もともとこういう改革の基本的な考え方があった上で、こういう削減効果があって、これをこういうふうに行政としては使う方向の中でやっているんだということを伝えていただくと、一市民としましては非常にわかりやすいなというのが最初の意見でございます。

それからあと、2点目のご説明いただきました民活の公共サービスの提供システム云々については、1つは、1ページ目に基本的な基本方針が書かれてあるので、この方向性はよくわかるんですが、これについては別途こういう方針を適宜監査・審査ができる行政のチェック機能がないと、市民としましては、先日、辻先生がおっしゃったとおり、いろんなものが錯綜しておって、これがどの位置づけになって、どうなっていくのかわからないので、年に1回でも構いませんけども、やった結果としてこういう効果があった、こういう問題点があったというふうに進めていただければいいんじゃないかと思っております。

以上です。

野村委員

議題1については、引き続き着実に進めてほしいといたしますか、お願いをしたいというふうに思います。

それと、これから少し、従来より一步進めた職員さんの見直し等々もまた進めていくと

ということになるかと思いますが、いつも申し上げておりますように、きちんとお話をし、納得というのは、本人たちの身を削る部分でございますので難しいかも知れませんが、理解はしていただけるようお願いしたい。あわせて意識改革についても、相当また踏み込んだ新たな施策展開がされるようではありますが、そうした浸透、進展についてもお願いをしたいというふうに思います。

それと、民間活用型公共サービスの中身ですけども、今まで3年間の経験の中でやってきたことも踏まえて、問題点、課題点と、今後こういうふうにしたという整理がされているんですけども、3年間の経験の中で、逆にこういったものは踏み込んでやれるとか、そうした具体的な内容として示せるものがあれば、今回、少し示してほしかったなど。基本的な考え方として3つここに整理をされていますよね。市場原理が的確に働く領域だとか、働かない領域はこうだとか、これまで3年間、4年間に入らなかっただけでいろんな洗い出しを多分をされていると僕ら思っていますけども、そうした中でも少し振り分けもできているんじゃないかというふうな感じがしていますけども、具体的にそうしたものを提起してもらえると、我々ももう少し議論が進みやすいのかなという気がいたしました。

それと、民営化することによって、それが適切に運営されているかどうかというチェックの関係についていろいろお話がございましたけども、当然その辺については、今後委託する以上、継続してやらなくちゃいけないということだと思いますが、罰則規定、先ほどありましたよね。これはだめで指名停止期間の延長強化とか、損害賠償率の引き上げだとかありますけども、我々からすると、もう少し厳しい評価基準、中身はどういうふうになっているかよくわかりませんが、やはり行政として委託をすることに対して不正だとか、そういうことがあってはまずいわけなので、ややもすると、いろんな人たちが紛れ込んだりした結果、想定し得ないことがあるかも知れませんが、ぜひ、その辺については、委託はするけども罰則規定は厳しくと。規制緩和はしても、そこは抜け道を含めて悪用できないようにきちんとやってほしいなと思います。

それと、いろいろ申し上げて申しわけありませんが、コスト分析手法の確立と官民コスト比較の正確性の確保というのが、先ほど前提条件としてありましたけども、これは質問になるかも知れませんが、逆に言うと今、官側としては積算の仕方、例えば1つの事業に対して、そういうものが確立ができていないということなんですか。ちょっとその中身が、今ごろこんなことが市民の皆さん出ていいのかなという気がしたものですから、よろしくをお願いします。

見目委員

議題1と議題2の内容をご説明いただきました。私のお粗末な脳ではすべてわかったとは思っておりませんが、もう少し情報の内容をわかりやすくした方がいいのではないか、あるいはもうちょっと工夫があってもいいのではないかというところを2つばかりお聞きいたします。

1点は、議題1のプランの進捗状況についての市民に対する情報開示のところ、例えば、三本柱のIの中で、5ページ、②のところでも、市民から得られた情報を活用してどうしていくのかとか、あるいは③の職員の声を市政に反映する仕組みをどうしていくのかとか、検討中というふうになっておりますよね、これは、市民から得られた情報をこんなふうにして、具体的にこういう可能性が出てきたこととか、何かそういうのがもう少しわかると、より質の中身が見えるようになるような気がいたします。こんなところも市民への情報提供ということでは重要だと思います。

それから、同じような件ですけれども、28ページ、18年度の7月から区民会議が導入されたわけでございますね。そうすると始まったばかりですから、この区民会議というものがどんなふうに進んでいるのか、市民の声をどう市政に反映するかとか、職員の声をどう市政に反映するか、あるいはどう市と市民がコラボレーションしていくのかというところで、もうちょっとわかりやすい情報を提案するというのも、少し額の量、人材的なパーセントの量の議論はなかなか市民の方はわかりません。わかりやすくなるには、やはり質のところ、こんなふうな検討が始まっているよというところが出てくると、市としてのプランの中で、三本柱のこの部分がこんなふうに進んでいくのかなというのがもうちょっと見えると思います。そんな工夫があってもよろしいのではないかと思います。

それから、2つ目の質問は議題2の方で、これからの新しいさっきおっしゃられていました間接型の削減の中で、民間の活用のルールづくりをいろいろこれからやっていきたいと思いますという方向の中で、2ページにも問題点が挙げられて、それらがいろいろ整理されてご説明を受けた中で、7ページ、論点の整理が一応できています。ここではこういうルールが必要だとか、こういう考え方をとっていかないとダメとか、明確化がこうだという方向性はかなり整理されていると思うんですけれども、やはり方向性だけだと、市民にはどこまでわかるか。それはあくまでも役所の中の議論ではないかと私は思います。やはり大学でもお話をするとき、方向性、お題目、タイトルでは、実態は学生は全くわかり

ません。要するに、この中身は例えばこんなことをやっていくんだよということが、すべてはとても書けないと思うんですけども、もう少し具体的にこの中身が一般市民の言葉としてわかるように提示いただけないものだろうかと部分的に思いました。

ルールだけではなくて、例えばこのルールのこれについてはこういう精査の仕組みを考えているんですよという。まだ未定でもいいと思うんです。こういう可能性もありますよとか、ルール、ルールだけではなくて、精査の仕組み、より突っ込んだ何か情報提供のあり方がないと、スタンダード化を図りたいということが市民に見えてこない。私たちはある程度、知識人として理解はできますけど、一般市民の方には、この言葉はとても難しい言葉だと思います。こんなところを特に議題2の方では感じました。

以上でございます。

井上委員

まず、第2次川崎市行財政改革プランの進捗状況ですが、2ページのところで、一番初めに平成21年度までに229億円の削減を目標としていますということで、平成18年度予算では30億円の効果を反映しました。では、あとの残りで229億円が達成できるのかどうかという不安がちょっとございました。

それと、市民の立場といたしまして、6ページ、稲田登戸病院の廃止による市民の不安とか不便の声が非常に聞こえております。これ何とかならないかということもございます。

それとバリアフリーの件ですけれども、川崎駅は下りエスカレーターがないとか、エレベーターがなくて不便で、高齢者が非常に難儀な思いをしていると思いますので、この交通のバリアフリーの計画なども早速に進めていただきたいというのが私のお願いでございます。

野地委員

朝、きょうのテーマについて、社会経済学も行政学も全く知識がない為に、自分で歩きながら考えたのですが、村ができた当初には、いわゆる一人では出来ないような共同で作業をする場合には、それでは共同で何かしましょうと。それから、困った人がいたら皆で助け合いましょうと。さらに場合によっては住んでいる町や村を守ると、これが行政の1つの原点かなと思います。その後いわゆる現代になって、国のレベルでの考え方や要請というのが生まれてきていて、現在の行政の骨格になってきたのかなと考えました。

最初の議題1の進捗状況に関して、出資法人がすごく多いなという感じがいたしました。どれだけ市民サービスにつながっているのかという事をお示しいただければありがたいと考えます。

それから基本的なスタンスとして、まず目的があって、次にフィードバックシステム、メジャメントの仕組み、それを組織に導入するということが基本前提かとも思います。そういうものができているということ、いわゆる明確な目的が決まってい進む方向が決まっていれば、川崎市の職員の方はプロですし、豊富な経験を生かして頂ける仕組み、確か5ページにある、職員の声を市政に反映する仕組み、これは非常に効果が大きいかと期待しています。

それから、けさ、川崎についての新聞記事を見たのですが、インターネット活用の市民サービスなどがありました。例えば現在の住民票、これは古い制度そのままなんですね。そうでは無くてインターネットを使って、例えば住民票を使わずに、私はどこ何処の何々ですと個人認証の番号を、会社に入るとき記入するだけで、会社の人事の人はそこを見たら、確かにこの人は登録されていますと確認できる、必要ならインターネットの個人認証の仕組みを利用できるように、法律を変えれば良いのです、住民票を紙で添付してという今の法律は非常に効率が悪いですね。そういう20年前、30年前の法律と現在のテクノロジーの進歩を考慮した新しい仕組みづくりも、考えていただければいいなと感じました。

4点目として、最後ですが、市議員の市民への付加価値の評価及び役割、これが触れられていないと思います。

それから、議題2民間活用型ですが、これは2つありまして、多分ボランティアを期待されているというか、市民活動を期待されているんだと思うんですけど、一番難しいのは無償のボランティア活動に対して、社会貢献活動を行っている人に対して高い評価をする社会や企業風土の醸成がなされる事が必須であり、そこからの評価だと思います。金持ちが尊敬されるのでは無く、他に尽くす人が尊敬・評価される仕組みがないと、不安定で続かないと思います。それはなくてもいいんだと、不安定な環境でも継続する考えも選択されうると思いますが。今朝、前を歩いていた女性のTシャツに書いてあったのですが、尊敬する人はア・マン・オブ・サクセスじゃなくて、ア・マン・オブ・バリューなんですね、要するに社会貢献によって、その人間価値が決まると。そういう意味のTシャツのスローガンです。やっぱりボランティア活動をした人の評価制度がないと、多分うまく回らないんじゃないかなと思います。

2つ目は、コスト分析ですが、自分の経験でも完全なものは不可能なんです。したがって、完全なものを待つことなく、これはもう不可能であるという前提に立った上での管理手順、オペレーションを考えられた方がよいのかなと感じました。

小川委員

行政体制の再整備というところで、ある程度その成果が上がってきて、324人削減ということもできたのだと思いますけれども、これをまた基準にして人事制度の評価とか、民間ではもうとっくにやっていることなんですけれども、そういう本格的な運用がどの程度に進んだのかなと、それが反映されてきているのかなというのが、多少気になる場所なんです。

それから、前に特殊手当とか、普通では考えないようなことが、まだどの程度残っているのかというのも、はっきりとまだお示していただけてないのでわかりませんが、そういうところも、これからだんだん進めていただけるのかなというのが、この範囲の中でちょっと疑問に思ったところがございます。

それから、たくさん出資している公社とか、そういうのが多かったのも、一遍にはできないとは思いますが、それも大分ここへ、どんな仕事をしているのかなというのが箇条書きみたいな感じでも書いてあるので、これがどのぐらいの仕事を実際にきちんとやっていたのかはわかりませんが、こういう仕事だったのかということで、これは廃止になるのは当然だとか、合併するのはいいんじゃないかとか、見えるような環境にはなった気がするもので、こういうのはとても参考になりましたし、いいことだったと思います。

あと、公共施設の見直しとか、割と目についたのは、こども文化センターというのがそこらじゅうにあったんですけども、本当に近所のお子さんしか行かない、使わないのがたくさんあって、そこを基準にして見直しなさって、お年寄りの集会所になったりするのもありましたからいいんですけども、もう少し地域の子育てに関係する施設に直していただいて、一般のお子さんの学童保育だとか、そういうところに使っていただければ、職員の方もできたときは大体2名ぐらいおりましたから、そういう方も、全部ほかのところに回るんじゃなくて、そういうところできちんとした運営をしていただけると、とても今の子育て支援に役立つのではないかなと思いましたので、もう少し見直して有効な利用をしていただきたいと思います。

あと、市民サービスの件なんですけれども、お年寄りの方は今まで随分恩恵を受けてきたと思うんですよ。今こういう財政になってきましたから国もそうですけど、自己負担ということが出てきています。これから子供を育てる人にとって、そういうところであんまり差別なく公立保育所に入れる、入れなかった場合は幼稚園で補助をしてくださるというのが、目に見えるようにしていただいたらいいんじゃないかなと思うんです。今、幼稚園の方は補助をしていただいているのかもしれないんですけども、通わせている親というのはやっぱり大変な負担ですね。1人、仮に3万円の幼稚園の月謝を払うとしたら、2人だと6万円。若い人だと家賃を払って、私もうちの職員に給料を払うとき、これでやっていけるかなとか、何か不満が出ないかなというのにとっても気を使うことが多いです。ですから、1人幾らとか、今は2人目は補助ということになっているみたいですけども、そういうようなところにもう少し思い切った何か補助をしていただいて、所得の多い方もあるでしょうけれども、ある程度、育てるのというのは同じような状態ですから、その点を考慮していただきたい。

あとは、随分いろいろ書いていただいて、わかりやすくなってきましたので、もう少しこういう状態とか、先ほどこちらで改革の視点とか方向性、目標があって、進捗状況があって、最終的にはこういうふうにしたいということをもうちょっと明示していただけると、なおはっきりしてやりがいがあるんじゃないかなと。皆さんにもわかっていただけるんじゃないかなという感想です。

それから、民間委託なんですけれども、いろいろなサービスが全部民間になってくる場合に、民間も自分の利益や利潤を追求しなくちゃいけないから、そういうところでどういふふうに変化していくのかというのもありますし、今よりはよくなるようにしながら、水準を保った上で委託していくということの難しさがある中で、市のサービスの低下にならないように、監視と言うとちょっと言葉は悪いかもしれませんが、そういう体制が必要なのかなというのを感じます。

以上でございます。

長澤委員

私、2件について申し上げたいんですが、1つは指定管理者制度、資料1の16ページ、指定管理者の170施設指定管理者制度導入しましたということで、17年度10施設、18年度160、合計170と。あわせて、先ほどのご説明で6億円の費用が削減されま

したと。大変結構なことだと思います。非常に素晴らしいと思うんですが、どうも今の導入している状況を見ていますと、民活ではあるんですが、公的な機関、組織というものが指定管理者になっているケースが結構多いと私は理解しているんですが、もしできましたら、この170のうちの民間比率がどのぐらいになっているのか、これがもしおわかりになったら教えていただきたいなど。あわせて、資料2の4ページ、指定管理者制度の現状把握のところですね、これからこういうことでより透明性、公平性を増していこうという、これは非常に結構だと思います。制度は制度なんですが、基本的な運用として、できるだけ民活を進めようという考え方でこの制度を運用していただきたいと。そうしないと、なかなか民間が入ってくるチャンスがないと、こういうふうに思います。仮に安定性とか、それから安定、安全、それから継続性ということを考えますと、今までやっていた人が一番安定していることは決まっているんですね。そういうことからいきますと、同じような条件、若干、不安はあっても、思い切って民間に出してみるところに割り切ってほしいというふうに思います。その意味で、この制度は指定選定委員会とか、管理運営調整委員会に諮りますから、より公平性が保てると思いますけれども、基本的な運営の面でそういうふうにしていただきたいというのが第1点です。

第2点目は、先ほど野村委員からもご指摘があって、私も全く賛成なんですが、資料2の1ページ目にございます、市場原理が的確に働く領域、あるいは働かない領域、あるいは公共部門がサービスを提供すべき部門というふうには書いてありますが、個々のケースを分類してお示しいただくということが大事じゃないかなと。こういう委員会でお話し合いをするということも必要ですし、あるいは市民の意見を聞いてみると、あるいは市場原理が働かないという指定をされたものの中でも働くと思われる部門もあるかもしれませんね。あるいは市民がそういうことを期待しているかもしれませんね。そういうことも含めて、市民の声を聞くという意味でも、この1、2、3の分類はぜひ公表していただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

八木委員

1につきましては、今後を着実にこの改革を進めていただきたいということが一番でありますけれども、この中でも、人件費の削減について非常に効果が出ていると思います。ただ、人件費の削減というのは、私どももそうですけど、ややもすると物件費の方にかか

ってしまうということがあるわけですし、その人件費の削減と物件費の削減状況というのは、引き続き注意し、管理をしていっていただきたいと思います。

それからもう1つは、21ページに債権確保策の強化という項目がございまして、この効果額が24億円近いものがあるよと。私は、この辺は徹底的に強化をしてもらいたい。これについて今、市の職員の方も賞与の査定だとか、そういったことが行われつつあるということでもありますので、これこそ成果主義といいますか、こういったところで成績を上げた方、地道な努力を続けている方については、賞与をプラスにしていきたいなと思いました。

それと、議題2についてでありますけれども、私は、これは確かに流れとしては当然のことで納得できるんですけれども、行政のコストを下げることが一番の目的なのか、それとも、同じコストで民間に任せれば、もっといい市民サービスが提供できるんだよと。この辺をはっきりさせないと、いろいろな基準だとか、チェックというのがはっきりしないのかなと。これは全く私の私見ですけれども、あくまでも財政の立て直しがこの会議の最大のものであるわけですから、私は多少市民に我慢をしてもらっても、私自身も市民ですけれども、やはりコストを下げるべきだと。下げた上で、当然、不満な部分、至らない部分というのが出てくる。そのときに、例えばシルバーセンターだとかボランティア、そういった人たちのお手伝いをさせていただいて補完していくということで、よりよい快適なサービスを受けられるような形にした方がいいのではないかなと、こう思います。

以上です。

中島委員

私は余り専門的なあれは申し上げられないわけですが、全体的に事務局の方は大変だったと思います。しかしながら、中を見ますと、私も市民として、また団体等の関係からして、いろいろ関係が深いものですから感じるところがあるわけですが。

協働のルールという言葉がありますけれども、この協働のルールというのは、検討委員会をつくってこれからつくるというご提案ですが、なかなか難しいと思います。それと同時に、私も本当に市民あるいは市民の団体として、例えば区民会議が、私は麻生区ですが、麻生では7月27日に実施をするということで、私もその一員に指名されて参加するわけですが、いろんな方が入っておりますので、なかなか時間帯を昼間にしたらいいのか、夜にしたらいいのか、その辺から議論を始めまして、現実的には、夜にし

ようということで6時から開催するわけでございますが。これは、市の1つの大きな方針があるわけでございまして、各区の問題は区で解決するという1つの前提があるわけですから、そういう内容について検討し、そしてまた予算的な問題があれば、それは市の方にお願いするということになろうと思っておりますけれども、いずれにしましても、今回の財政改革そのものが、表現は悪いんですけれども、私も軍隊の経験があるわけですが、攻撃しているときは極めてどんなことでもできるんですが、撤収して戦線を確保するときに一番難しい。この一番難しいときを、今、阿部市長さんがあれしているんだと思います。ですから、これはいろんな角度から議論があると思っておりますけれども、これはやっぱり思い切ってやっていただくことが大切ではないかと感じました。

個々にいろんなあれがありますけれども、例えば、入札制度の問題、私も協会の会館をつくったり、あるいは個人的には開発の入札をしたり、随分経験があるわけですが、そのときに私は絶えず口癖に言うことは、「これは税金でやることじゃないんだよ。」と。自分たちの財産、あるいは自分たちの集めたお金でやるんだから、ひとつそのつもりで入札をしてくださいということで、方法はいろいろやっておりますけれども、役所の場合は足並みで難しい問題があるかと思います。できるだけ安い価格でやらせるという方向で、今ご検討されていると思っておりますけれども、これは大手になればなるほど、いろんな悪知恵がありますので、難しい点もあると思っておりますが、ひとつその辺についても、これからよろしくしたいと思います。

以上です。

大木委員

いろいろご説明いただいて、いろいろあるんですけれども、簡単に述べたいと思います。

議題1につきまして、皆さんからも意見が出たとおりなんですけど、進捗状況についてと書いてあるんですが、中身を見ると現状についてという書き方になって、プレゼンテーションはなかなか上手にならないなというのがありまして、その辺が一番気になるところでわかりにくかったところです。例えば、先ほど市長から、私も分析してございまして、一番最初に229億円の累計で、人件費の削減と書いてあるんですが、これはちょっと計算が難しいんですが、1,000人ですから1,000万円とすると200億かなと。3年で229億円。それも単年度かというのがちょっとわかりにくかった。市長も、これは現金じゃないよとこの間おっしゃってましたので、やっぱり単年度なのかと思うんですが、そ

ういう目標に対して、例えば何年には何割ぐらい減ります、そのうち今何割減ってますと
いうのが進捗状況だと思うんですが、そういうふうに書いていただけるようになると、そ
れぞれが非常にわかりやすいかなという気がいたしました。

中にはいろいろある中で、1つだけ、私、水道局の監査委員をやっている、その中で人件
費削減というのがありますが、これも八木さんが言われたように、私も提案させていただ
いたのは、人件費と業務委託費を足して幾ら減ったかにしないとシフトしてしまうので、
というところなんかも、できたら今どの辺まで進捗しているかなということを知りたいな
ということが一番大きな点です。

それから、八木さんが言われたように、債権確保、八木さんは信用金庫でいらっしゃい
ますね。企業はお得意先を選べるんですね。ある意味で選定できて、ここは危ないからつ
き合わないということができるんですが、行政は全員を相手しなきゃいけませんので、選
べない。したがって、徹底して債権回収をしないと非常に不公平さを出しますので、民間
ですと貸し倒れ処理しちゃえというのも自己責任ですから、選んだんだからしょうがない
と言えるんですが、行政の場合はそれをしてはいけないんじゃないかと。できるだけ徹底
して、コストをかけてもというのがありますので、非常にこれは大事ななことかと思ってい
ます。

2番目、民活の問題、これは非常に難しいんですが、1つは、私がいつも考えますのは、
官民協働、PPPとか、パブリック・プライベート・パートナーシップという言い方をし
ていますが、何でこんなことが出てきたのかという細かいことは別にして言いますと、今、
民が公共化してきていると。官が私物化してきていると。公の民間企業も、今、社会的責
任を物すごく追及しています。特に大手企業は、私がやっているサステナビリティという
会社は、CSRの報告書つくったり、そのチェックをしたり、アドバイスをする、環境マ
ネジメント、アドバイスをする会社なんですけど、お付き合いしていますと、非常に熱心に、
熱心でも事故を起こしてしまうという、そういう企業はあるんですが、それにしても非常
に熱心に公化しようとしている。大手企業さんを初め、中堅企業もそういう動きになって
います。

一方、官の方はどちらかというところ省を守ろうというので、かえって利益追求型になって
きて、不祥事も物すごく起きているというところで、余り差がなくなってきたのかなと。
一方、市場も経済同友会が深化する市場と言っていますけども、価格メカニズムだけじゃ
なくて、いろんな要素を評価して新しい市場をつくっていきこうという言い方をしています

ので、余り差がなくなってきたということ、どちらがやってもいいのかなど。だから、PPPというのは協働じゃなくて、どっちがいいか勝負しようという、競争の時代に入っているかなど。だから市場化テストかなど。

ただ、その中で価格メカニズムが使えないものが、おっしゃるとおりあると思うんです。これは独占的な、例えば水道事業だとか、ガス・電気はエネルギー交換できますから。そういうものについて何が必要かという、やっぱりコスト分析とか、そういうもの、ベンチマークと言いますが、比較で、官がいいのか、民がいいのかと。先ほどコスト分析のお話が出ましたけれども、確かに難しいこともあるんですが、実は、これは民間同士の比較とか、そういうことではなくて、官と民の比較をするときのコスト分析ができていない。要するに、敵を知りおのれを知ろうとするときに、相手はこういうコストでこういう計算で原価やっているのに、「うちはどうだった。」と言うと、「うちはわかりませんね。」「そんな計算していません。」という会社が結構あります。官もそうで、分析の前に集計しようとしても、コストが出ていないので、要するに価格で勝負するのではなくて、コストと品質だけでベンチマークするということでも、それはできていません。だから、そういう意味でコストをきちんと把握すると。それは価格ではないわけですね。コストを比較してこうで、それから、ほかのものと比べてどうかということが一番大事なのかなど思っています。

それからもう1つ、民間の水準のチェックというページがございましたけれども、水準のチェックをしようというのは別に民をチェックするのではなくて、ちょっと皮肉で申し上げますと、官が今やっている自分の業務の水準のチェックの仕方、そのまま使ってもいいですよ。今どうやっていますかということを実際申し上げたい。今だってやっているんですよ。そのままやっていいですよ。ところが、実際は自分のところでやっているんだから安心して、大丈夫だろうということで余りチェックをされていなかったのかなどというのがあると思うんです。そこをもう一度、今、自分のところだったらどうやって管理者としてやっていくかということを考えて、次に指定管理者等に移行したり、競争を入れるときは、民間との競争ですから、渡したものは確か民間でもできるんですが、モニタリングの指標というのがここにも出ていますが、いろんな局面の官としての、公としてのモニタリングの指標を細かく入れていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。これはここに書いてあった年1回の報告とか、そういうことでなくて、通常の業務だったら、いつもモニタリングしているわけですね、自分がやっているときに。それと同じような指標を、

今度委員会をつくるなり、公からの何か仕組みをつくるなりしてそこを確保しないと、完全に民任せではやはり難しいのかなと思っています。ちょっと細かいことは別として大ざっぱに申し上げました。そんな意見を持っています。

辻座長

はい、どうもありがとうございました。

皆さんから結構重要な問題指摘がいろいろありまして、本来なら、ここで本当は休憩とって、もう1時間とか2時間とか議論すべきところなのかもしれませんが、もう一応11時20分になっていまして、ちょっと今、議論の仕方を考えているんですが、議題2の部分については、多分、今回の問題指摘も含めて、次回、次々回と検討を重ねていくこととなりますので、今回は議題1を中心に検討したいと思います。

本来ならば、幾つか複数の委員の方で共通の指摘もありまして、その部分について、事務局からまずお答えいただきたいと思うんですが、時間も限られてきていますので、とりあえず、市長さんから今の議論を踏まえて、総括的にはいいですから、一番気になっているところなんかを中心にまずコメントをいただきまして、その他部分について、事務局から説明いただくという方向でちょっと進めさせていただきたいんですが。市長、いかがでしょうか。

阿部市長

私が一番詳しいみたいですから、まずは、私からご説明させていただきたいと思います。

まず、岩崎さんがおっしゃったシルバー人材センター、全くそのとおりですね。全国で問題になっていると思うんですが、川崎市でも特に団塊の世代の方々が定年退職して次々と入ってくるのに対応するような形で、シニアの能力がどのように地域に行けるかというのが大きな課題です。ですから、シルバー人材センターを改組して、シルバー人材センターで全部カバーする形に持っていくというのも1つの方法だと思うんですけども、実際上無理。そこでシニアの能力活用システムというのを相互で確立しようと思って、今、研究している最中ですが、長澤会長がいらっしゃいますが、商工会議所でも、シニアの能力を活用する達人クラブというのを立ち上げたばかりなんですよ。そういう形で企業を立ち上げたり、いろんな経済活動ができるNPO法人を立ち上げて、そういったボランティア活動できる人とか、福祉ボランティアとか、いろんな形の活動が出てくると思いますので、

その中の1つとしてシルバー人材センターを再構築して、きちんと位置づけていくということが重要になってくると。これは今大きな課題になりつつあります。

それから、加藤さんがおっしゃった、もう少し詳しく市民にわかるようにというお話なんですけど、全くそのとおりでして、見目さんからもお話がありましたけども、この委員会が市民との関係で、役所との関係で、どのぐらいの段階の位置づけになるかということを考えていただかないといけないので、市民向けだと当然もう少しわかりやすいようにして、厳選して、特に関心あるところに絞って、もう少しきれいなわかりやすい言葉で提供する資料を別につくらないといけないだろうと思うんです。ここは一応、専門家の委員会という前提で考えていますので、加藤さんのように市民代表で入ってきていただいた方に、市民がわからないよと言っていただくのも非常に重要なポイントでございます。

それから、野村さんがおっしゃった職員削減とか意識改革について、これはおっしゃるとおりでして、実際に担当していく人間が減らされて仕事をやっていくということになると意識改革も必要だし、削減するときに対応できるかどうかというのが非常に重要ですので、そこは慎重に進めておりますけれども、これからも特にやっていかないといけないだろうと思うんですね。3年の経験で深められる部分、これは説明不足でした。今までやってきてみて、やっぱりこういうぐあいやった方がいいんじゃないかと、その経験が生きて今回の案になっているわけで、その途中経過が説明されていないものですから、結論だけお出ししたために、そういう説明不足が起こっていると思いますので、また、改めて何かの機会にご説明させていただければというぐあいに思います。

それから、コスト分析は、正直言って、官の仕事のコスト分析は非常にお粗末な状態で、まだ確立されているとは言えません。役所全体のコストで、例えば人件費の比率はどのぐらいになるか、それはコストとしてむだな部分なのか、本当に必要不可欠な部分かとか、人間がサービスする分野も教育だとか、いろいろあるものですから、なかなか難しいんで、本当に行政のコスト分析というのは、まだまだ未改革の分野ですので、確立されていないのかと言われると非常に恥ずかしいお話なんですけど、実際はそうだと思います。

それから、進捗状況等を詳細にということで職員の声、市民の声をどのようにと。実際そういう形で取り上げていろんな施策に反映していますし、案をつくるときには職員が案をつくるということで、所管外のところに職員がどういう提案をするかというのが1つの課題になっているわけで、共通部分については、いろんな意見が出てきて、それをもとにしてこういう改革案をつくったり、やっているわけですが、なお一層、職員の考え方が反

映できるようにしていかないといけないし、市民の声も反映できるようにしていかないといけない。その方法をもう少しきちんと確立しないといけないなと思っています。

区民会議については、これはほかの案件もみんなそうなんです、一つ一つの案件が膨大な資料になるわけで、この会議で全部お出しすると何メートルかの資料になってしまうので、なかなかそういう形でお出しすることができませんけれども、区民会議が一つ大きなテーマになれば、区民会議に関する資料を詳細に提示させていただくという形になるかと思っています。なお、ご希望であれば、ご希望の方に区民会議の今までの経過等々についての資料をさし上げることはできると思います。

それから、民間活用のルールですね。これは、これからこの委員会で検討していただくということで、今、ほかの委員会でも検討している最中ですから、余りここで明確にならないのが当たり前なので、これからよろしく願いいたします。

それから、バリアフリー化等々、いろんな施策について、これはおっしゃるとおりで、これは総合計画の方でやっておりますので、十分にやっていきたいと思っています。

それから、出資法人が多いと。全くおっしゃるとおりなのですが、それぞれ目的があって、それぞれ事業をやっていて、そのうちでややむだがあるなと思うようなものについて、今、整理統合をしている最中です。ですから、つくったときにはそれなりに目的が明確にあって、必要があってつくってきた。しかも、財政的にある程度余裕があってという状態でつくってきていますので、今、全体として整理する方向に進んでいるわけですが、その途中経過として出資法人が多いという感想を述べられたんだと思いますけれども、全体としてこれから見直しをかけていきたいと思っています。政令指定都市では全体に非常に多いですね。そういうこともご理解していただいた上でやっていきたいと思っています。

それから、議会の役割なんです、今ここで議論されているようなチェック機能というのは、基本的には議会が、相当、力を入れてやるもので、いろんな委員会とか、決算関係とか、あるいは予算のときの審議でやっていただいて、何分、分量多いものですから、議会でさえも事細かにはできない。ですから、こういう委員会で取り出したものについて、こういう委員会で議会とは別に詳しく検討していただくという目的で、この委員会がありますので、よろしく願いいたします。

それから、民活の評価ですが、一般的に民間のボランティア活動を全部評価するということはできませんし、やらない方がいいと思うんですね。まさに民間のボランティアですから、あんまり役所がタッチしないのが基本原則でございます。ただ、役所がいろんなこ

とを委託したり、協働パートナーとして事業をやるようなところについては税金も入っていきます。税金が入っていくものは、きちんとした評価をきちっとやらないといけないという振り分けで考えていきたいと思っています。

それから、職員の削減、運用状況、進捗状況については、ちょっと事務局から説明をしていただきたいと思います。

出資法人については先ほど申し上げたとおりですね。

それから、こども文化センターについても、担当の方から説明してもらいたいと思うんですが、今、こども文化センターの有効活用ということで、小学生から高校生までは午後から夜にかけて、特に中学生、高校生については夜が多くなる。午後は小学生が多くなる。午前中は空くわけですね。午前中、空いたところで、子育て関係の人が来て集まって使えるようにということで、そういう朝から晩まで有効活用できるように、今、見直しをかけているところです。それと、わくわくプラザの管理の拠点をこども文化センターにしてはどうかというような考え方で、今、取り組んでおります。

それから、保育所の問題ですけれども、保育所は大問題なんですね。それはどうしてかというと認可保育所が足りないわけですね。認可保育所というのは職員配置も十分にあって、税金もうんと投入して、利用者からほかの保育所と同じ値段しかもらわない。市営と無認可の民営と無認可とその他というようになるんですけれども、この仕組みは、受益者である子供、あるいは保護者から見ていい制度になっているかという点検が全然行われていないんです。したがって経済原則と反対に、質の悪いところに子供を預けていると高い料金を払わないといけないというのが今の保育所の現状なんです。そして民間の保育所が公営と比べて質がいいか悪いかというのはいろいろ議論があるんですけどね。だけど、コストは月1人当たり、公営が14万円ぐらい、民営が10万円ぐらいなんです。コスト差が歴然としているわけですね。しかし、保護者からもらっているお金は同じ。ここに行政改革の余地があるということなんです。それは結果的に、最終的には保護者から見て同じ料金にしていくか、それから、民営化してコストが安くなったら保護者負担がその分だけ下がるというような経済原則を持ち込まないといけないですね。その制度の検討が全然行われていないという現状です。だから、横浜市で民間に移管するというときはああいう問題が起こるわけですね。裁判所がまたどんぶり勘定で、そういうぐあいにして移管したら、10万円賠償金払えばそれで済むという、そういうどんぶり勘定の判決を出して、私も笑っちゃったんですけどね。そういうような状態なんです。弱い問題があります。

それから、民間の水準の問題いろいろありますよね。それから、多少不安があっても民間を優先してほしいとのお話がありましたけれども、今、従来からの出資法人が多いという状況、これは事務局から説明してもらいますけれども、しかし、ある程度、出資法人そのものがそういう目的で今までつくられてきているものですから、いろんな条件からいって、行政が求める条件に合うものは出資法人が多くなっています。ただ、効率性だとかやり方について、民間の方が上手にやるようなものがあるし。これから純粋な民間が参入できるよということが広がってくると、それに対応しようと努力する民間会社、民間法人がこれからふえてくると思うんです。そのときこそ本当の競争になると思うんですが、1つ指定管理者で問題なのは、一番長くて5年ですね。職員採用して5年経って、今度、指定管理者の指定がとれなかったら、その職員どうするんだという問題があるんです。これは、ただ単純に指定管理者だからいいとか悪いとかという議論以前に、非常に難しい問題が横たわっております。

それから、人件費と物件費、両方合わせないといけないと。全くそのとおりですね。委託した場合に、そっちに移っているというものもございます。

それから、債権確保策をもっと強化をということですが、これは八木委員と大木委員と両方からお話があったんですけども、なかなか難しい問題があります。もちろん生活が厳しいので、なかなか払えないという人に対しても、利益を受けている以上は払いなさいというぐあいにきちんとやります。そうしないと、まじめに払っている人が損するということになるので、それは税金も同じで、徹底してやるんですけども。やっぱり、どうしても最終的に取れない問題が出てきます。結局、かなり強引に取るというコストと、取れなくなった場合と、そのすみ分けが非常に難しいですね。結局、社会保険庁みたいなああいいうごまかしが起こっちゃう可能性がないとは言えない。そこはきちんと、今、一生懸命努力した成果がこうして出てきているということだけ報告をさせていただきたいと思います。徴収関係の担当が今、必死になってやっておりますし。それから、評価する表彰制度みたいなものとか、そういうものをつくって対応しておりますが、ボーナスに反映させるかどうかまでは、まだこれからの課題になると思います。

それから、協働のルール、区民会議等々、これから始まる場所ですから、それぞれ地域ごとに創意工夫をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、民活の質のチェックですね。いいヒントをいただきました。今、実際、考え方として民間に委託するとしても、今の役所で直営でやっているもの、あるいは出資法人

に委託してやっているもののやり方が、どれだけ効率的、効果的かということを考えて、それよりはよくなるだろうという評価のもとに進めているわけですので、そういう意味ではある程度、官の側についての評価を行った上で、このようになっているというぐあいにご理解いただければと思います。

私からは以上でございます。ちょっと長くなりましたけど。

辻座長

それでは事務局の方で、今、市長さんの説明に対して補足ないしは漏れているというか、言及し切れなかった部分について、事務的にお願いします。

曾禰総務局長

先ほど小川委員からお話があった、いわゆる人事評価の仕組みみたいなものが本格運用、どこまで進んでいるかという話ですけれども、過去2年間施行してまいりまして、今年度からすべての職員、これは局長級も含めてすべての職員を対象にして、いわゆる業績の評価と、それから能力の評価、まず本人が組織の目標を十分理解して、この組織はどのような目標があるのかと、一番上にあるのは川崎再生フロンティアプランで掲げている目標で、それは各組織ごとに目標があるわけですが、それに向けて自分がどのような努力をして取り組みをすれば進んでいくのかというようなことを全職員に漏れなく、今、評価をするようになりました。この結果を、1つは来年度からボーナスに成績率を導入して、目標実現に努力して実績が上がった職員とそうじゃなかった職員については、プラスマイナスの差がつくような形にするということと、あと人事異動ですとか、昇給、昇格についても反映をさせるということで本格的に動いておりますので、実際に、かなりそういう研修等も徹底してきておりますので、だんだん意識改革にもつながっていくというふうに思っています。あわせて特殊勤務手当で、昔はどうも考えられないものがたくさん出ていたというお話で、第1次行政改革を始める前は55種類手当が出ていまして、何らかの特殊勤務手当をもらっている職員が非常に多かったんですけれども、そういった観点で、市民の方にとっても説明ができないような、あるいは今の感覚からしたらおかしいものを見直しまして、55だったのが現在26に減りました。それから、手当の支給の仕方についても、実際にそういう特殊な業務に従事した場合にきちっと出すという形で、そのポストにいるから出るというやり方も改めたということと、特殊勤務手当とは違いますけれども、ごみの

清掃作業員について、調整給ということで今まで出ていまして、一番出ていた時代で月に約4万円ぐらい出ていたものを廃止するというで見直しをしてきております。

それから、長澤委員の指定管理者の方は室長から。

山崎行財政改革室長

18年4月現在では170施設に指定管理者制度を導入したわけですが、申しわけありませんが、170施設ではなくて、本年4月1日に導入した160施設について出資法人が指定管理者になったものということでご説明させていただきます。本市の出資率が25%以上の出資法人が受けた施設は74施設ということで、全体の46%でございます。それ以外の施設は社会福祉法人とか、共同企業体とか、株式会社やNPOが受けたものでございます。

それと、出資法人の数が多ということで、今まで平成12年度から17年度までの6年間において7団体を統廃合してございます。直近では、今回の進捗でご報告いたしましたように、在宅福祉公社を17年度末に廃止をしてございます。また、博物館振興財団と生涯学習振興事業団の統合とか、下水道公社の廃止など、順次整理をしてきているというところでございます。

以上でございます。

辻座長

あとどうでしょうか。質問があった中で、各担当の方で、ぜひ言及しておきたいところありますか。

出された論点につきましては、次回の会議のときに反映できるものは反映してやっていきたいと思っております。

今回、説明あった中で、議題1に関しては、古くて新しい問題ですが、説明がわかりづらいというのがありまして、一応会議資料が前に出てきたときに、私もこれはわかりづらいということで、大分書き改めさせたんですが、なかなか十二分に成果を上げなかったということで、今回、議論の流れの中で、全体的な説明はともかくとして象徴的に見やすいような、そういうようなものを少し具体的、重点的に説明するという次回が心がけたいような気がします。

ですから、公共公益施設整備のところで行革の見直しをして、その結果、開発手法を変

えて、それで民活の力によって効果が出たものと、それから、ソフト事業に関するようなもの、もう少し皆さんに十二分にご理解いただけるような形のを次回用意をして、少し説明を試みたいなどというふうに思っております。

それから、コスト分析に関しては、市長さんからも皆さんからもいろいろ議論がありまして、皆さんの言っていることは、表面的な言い方はありましたけど、ほぼ一致しているんじゃないかと。完全には難しいんですけど、しかし、難しいからといってやらないわけにもいかないし。昔はともかく人件費を主に中心に見て、それで比較していけば何となく行革効果があるんじゃないかということやっていて、大方間違いなかったところもあったと思うんですが、きょうの議論の中にもありましたとおり、人件費が物件費に化けたりとかですね、それから、本来の民間の活力を考えますと、単に人件費を削減するための民活ではありませんで、もっと民間のダイナミックな営業、経営形態を生かしていくという観点からすると、どこまでやるのがコスト分析でいいのかということ、この中で今後ぜひ検討していきたいと。

出資法人の数の多さにつきましても、官民コスト比較の手法を援用することによりまして、本当に現時点において、かつては必要であった出資法人数が完全に民間に置きかえられるようなものと、今後も半官半民でやらなきゃならないものを改めて整理することによって、一定の効果が出るのではないかと思っております。

それから、人事評価についてもいろいろ説明がありまして、今、各目標を立ててやっているところでありまして、債権担当部門は、当然のことながら債権回収率をどうするかという目標を立てていますので、それを来年の成績率に反映してやっていくという形になりますと、八木委員が求められているほど完全な形ではないかもしれませんが、部分的にある程度成果が、反映させるような形で出てくるのではないかとというふうに思っております。

以上、まだ事務局でも改めて皆さんの提起を受けて検討して、次回までお答えするなり、次回の資料の中に反映させるようなものも含まれていますが、とりあえず時間がまいりましたので、きょうのところの委員会はここまでということにしたいと思います。

それでは、議事進行を事務局に戻したいと思います。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、この場をおかりいたしまして財政局長から、財政局で今年度設置いたしまし

た、財政研究問題会のご紹介をさせていただきます。

財政局長、お願いいたします。

秀嶋財政局長

簡単にご説明申し上げます。

参考資料1というのを添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。「川崎市財政問題研究会の設置について」でございますが、このたび本市の財政運営の指針であります第2次行革プランの財政フレームにおきまして、減債基金からの借り入れによらなければ収支均衡が保てない状況など、厳しい財政状況にある本市の財政状況をフロー指標、ストック指標などから分析し、財政的な諸課題、また解決のための具体的な方策、さらに今後の目指すべき方向性につきまして、専門的な見地から研究を行うために、局内に財政問題研究会を設置いたしましたので、ご報告させていただきたいと思います。

1回目は6月に開催させていただきまして、来年度8月に最終的な報告をいただく予定となっております。また、中間報告等がございました場合につきましては、本行革委員会にも随時報告、情報提供等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、最後に事務連絡をさせていただきます。本日の議題でありました「第2次川崎市行財政改革プラン平成17年度の進捗状況」につきましては、後日、市のホームページ等で公表させていただきます。

また、次回委員会につきましては、今のところ11月下旬ごろに開催する予定でございます。今後の行財政改革に向けた課題の検討などをテーマにする予定でございます。詳しい日程等につきましては別途お知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、平成18年度第1回行政改革委員会を終了させていただきます。

長時間まことにありがとうございました。

